

別記様式（第3条関係）

会 議 録

1 会 議 の 名 称

平成 29 年度第 5 回石岡市男女共同参画審議会

2 開 催 日 時

平成 30 年 1 月 22 日（月）午前 10 時 00 分から午後 12 時 30 分まで

3 開 催 場 所

石岡市役所 本館 1 階 大会議室

4 出席した者の氏名

清山会長，高田委員，高城委員，美留町委員，谷島委員，鈴木委員，松本委員，八木委員（委員 8 名）
事務局：瀬尾課長，石淵課長補佐，長谷川係長，横瀬主幹，地域計画(株)

5 議 題

- (1) 第 2 次石岡市男女共同参画基本計画（素案）に対するパブリックコメントの実施結果について
- (2) 第 2 次石岡市男女共同参画基本計画（素案）について
- (3) 第 2 次石岡市男女共同参画基本計画に基づく前期実施計画（案）について
- (4) 市長への答申について

6 審 議 の 内 容

議事録のとおり

7 担 当 課 の 名 称

市長公室 政策企画課

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事

会長により議事の進行

(1) 第2次石岡市男女共同参画基本計画（素案）に対するパブリックコメントの実施結果について

事務局:「資料1 第2次石岡市男女共同参画基本計画(素案)に対するパブリックコメントの実施結果」に基づき説明

会 長:4つのコメントについて、1件ずつ確認していきたい。1点目の「本来の男女共同参画促進のための目標が希薄になっていないか」について、配偶者暴力防止法はあるべき位置に安全・安心として置かれていると思う。「本来の男女共同参画」をこの方がどのように位置づけしているのか不明だが、現時点の男女共同参画では、「男性も女性もワーク・ライフ・バランスできる」、「職場で女性が活躍できる」ことにシフトしてきている。従って、このままで良いのではないかという市の方針はそれでよいと考えるが、いかがか。足りない部分があれば、ご意見をお願いしたい。問題が無ければこのままいきたいと思う。

次に「内容的に女性に関わることが主体となっているが、男女共同参画の基盤が『男女平等』であることから、男性についても相当の措置をとるべきではないか」については、市の回答は、双方の状態を考慮し、それぞれについて対応する。職場で女性が活躍できないことに関しては経営者と管理職に対して啓発を行っていく。男性のワーク・ライフ・バランスについても同様に、経営者が中間管理職の方あるいは当事者への啓発を行っていくとなっているので、このままで良いと思う。事業内容としても、当事者も含めて、男性も家事・育児の意義理解と実践の促進を書いているのでいかがでしょうかというご提案だが。

委 員:これでよいと思う。1点確認だが、育児・介護“休暇”とあるが、1年に通算93日の介護休業が念頭にあるのであれば、“休業”のほうが適切かと思う。

事務局:ご指摘ありがとうございます。今回の計画では素案の34ページ、「基本目標3 仕事と生活が調和できる社会環境の整備」に、「介護休業制度の利用拡大に取り組む」となっておりますので、ここに合わせる形で回答を修正します。

会 長:3「国際化社会に対応し『国際社会活動の促進』を加えてはどうか」だが、国際的な視点で石岡市の男女共同参画を相対化しより良くしていくことと、国際社会活動に関与していくことは少し異なるかと思う。

委 員:特にいないのではないか。

会 長:外国籍の方への支援はすでに盛り込んである。

委員：男女共同参画に関し、国際的な視野というのは国や県でも良く使っている。元々男女共同参画は、世界的な流れの中にあるため、当然国や県レベルでも基本的には入れているが、市町村になったとき、視点を持つことは重要ですが、具体的に計画の中では、外国籍のことが記載してあれば、含めなくて良いかと思う。

会長：地域の人たちの暮らしに落とし込んで行くことでご理解いただけたら良いかと思う。住んでいる住民の方達に色々な国籍の方がおられ、その人達に配慮しながら、防災も含めて、男女共同参画の視点で支援していくということによろしいか。

委員：意義なし

では4「自然災害等について男女共同参画の視点から『防災対策の促進』を加えてはどうか。」だが、防災体制の確立として本計画に入っている。防災対策の促進よりも体制の確立の方が強く、体制を確立するということは防災対策を行っているということになるので、こちらは含まれていると考え、回答して頂ければよろしいのではないかと。

では介護休暇のところを介護休業と加えていただき、市の考え方として回答して頂くが、4点について協議した結果、計画そのものの変更はなしでよろしいか。

委員：異議なし

(2) 第2次石岡市男女共同参画基本計画（素案）について

事務局：「資料2 第2次石岡市男女共同参画基本計画（素案）」に基づき説明

会長：年表について、必要なところが抜けているのではないかとこのものがあれば、お願いしたい。均等法については、加えていただいた。

委員：くるみんの目標が入っているため、次世代育成支援対策推進法があるといいのではないかと。施行は平成17年だが、交付されたのは平成15年かと思う。

会長：確認し、ご指摘通り入れていただく。

続いて、37ページの2「男女間の不均等の改善へ向けた意識啓発」について、段落を逆にした方がよいのではないかと。石岡市は農業従事者が多いということで、家族経営協定によって女性の地位を上げていくというのは必要とされていることでもあり、石岡市の農業の振興には女性の視点が必要だということも含んでいるのだと思うが、それだけに見えてしまいがちではないか。このままでも勘違いされないか。

委員：その通りと思う。

会長：では逆にして、「また」を取り、初めに「茨城労働局～」と入れ、その後ろに「特に農業分野」と繋げれば、農業を忘れないでやるようにとなると思うが、いかが。よろしければそのように修正いただく。市側の意図もあったと思うが、これで少し遅れている分野ということを意識されたとは思いますが。

会長：45ページの2「社会制度・慣行の見直し」では、説明を付け加え、第2段落「また～行政上の手続きについて、点検を進める」とした。それは、元々啓発をするという意識改革ばかりがあったが、

施策の方向性として社会制度・慣行の見直しにしたほうがいいとこの会議で決まっていたので、それを落とし込んだところがあったほうがいいとなった。市や学校の制度自体を変えるというところが抜けてしまうので、何か市民の方々からの意見を取り込みやすいように入れたということ。

実際、市の行政手続きなどを世帯主宛から個人宛に変更したり、ワーク・ライフ・バランスに配慮したような文章に変わったり、わざわざ市に来なくては出来なかったことが、サイト上から情報や様式ファイルが取れるようになるだけでワーク・ライフ・バランスになる。そのような市の一つ一つの前進事項を成果として書くことができるようになるが、いかがか。

委員：異議なし

会長：続いて49ページの3「ワーク・ライフ・バランスを推進する企業への支援」に「やりがい・充実感」を加え、若干変更されている。茨城労働局が中心になり、事業所に対する支援活動をされていると思うが、この書き方でよろしいか。

委員：異議なし

会長：続いて51ページ、2「女性の再就職支援」について、キャリアカウンセリング、ライフデザイン、キャリアデザインという言葉を入れたが、読んでみて「女性が」はなくて良いかと思う。また、「デザインに沿った」とあるが、「デザイン」は前述されているので除いていいのではないか。そもそも、ライフデザイン、キャリアデザインと入れた方がいいと思うが、それについてはいかがか。企業側が就業継続を勧める場合でも、ご本人の計画を立てる力、ノウハウを作りライフデザインの中に仕事を位置づける力が必要になってくる。中学への入学準備や受験・入学に相当な金額がかかるが、それを知っていたら「早い段階で仕事をやめなかった」、「早く復帰していた」と言う方々が多いと聞く。こういったことを含め、ライフやキャリアを考えていく機会となる。「デザインに沿った」を入れたほうがよいか。

委員：なくていいと思う。

会長：続いて53ページ。「実践」という言葉を入れた。実践か、実践の促進か悩ましいがいかがか。

委員：このままでいいかと思う。

会長：57ページの基本目標は「男女がともに働きやすい就業環境の整備」であり、基本施策「仕事と介護の両立支援」施策の方向性1「介護支援の充実」は良いが、中身は高齢者福祉のことが多い。就業との両立のための介護支援なので、その視点を含めないと高齢者福祉計画から抜き書きしたという感じになると思うが、いかがか。介護に至る前の元気な状態を延伸するだけでなく、支援の充実を使って、要介護の親族がいても就業可能なように努めます、という方が合うかと思う。そうすると、高齢者に対してだけでなく、就業両立支援なので、要介護親族を持った現役の介護者を含む講演会の啓発事業も入るが、10年間の計画なので、来年はそうした施策は出来なくても、5年～10年には出てくると思う。

委員：2にあるのと同じではないか。

委員：2で言っているため、1はこれでいいのかと思うが、介護は高齢者だけではないと思われる。限定しなくてもいいのではないか。

会長：確かに若年性要介護であったり、障がいを持ったりすることもあるため、高齢者を外して、支

援の充実を図ると。

委員：1は介護される側の人では。

会長：1は必要か。高齢の方に対して健康体操を行う、予防の啓発を行うことがここに入るべきか。

委員：残すとすれば、「高齢者に対し」を取り除くだけでいいのではないか。

会長：1は大切だと思うが、この場所にあることは適切ではないのではないか。1があるべき位置は、基本目標4「安全・安心に暮らせる社会の実現」ではないか。

委員：そう思われる。当事者とすれば、いかに元気に暮らすかということで、女性が働きやすくするための両立支援であれば、施設などを作り、利用していただく手続の方法であったり、環境整備だと思ふ。

会長：では、1は取り、施策の方向性ということで、「介護支援の充実と両立のための環境整備」とまとめるのはいかがか。介護と仕事の環境づくりをすることが両立支援になると思う。

委員：おそらく、その前の55ページ「仕事と子育ての両立支援」になるため、そこにバランスをとったのかと思う。1は「介護支援の充実」より、「介護予防の充実」を言っている。介護予防も必要なため、その充実を入れていると思う。

会長：今の視点で言えば、子育て支援の充実と同じように文面を介護に変更すれば問題ないのではないか。市が実施している介護支援を男女共同参画の視点から点検し、情報提供や支援事業、相談事業等の充実と推進を図るとともに、介護に関わる施策の推進を図ります、でいかがか。

委員：中身を介護支援として、書けるものがあれば直したほうがいいのではないか。

会長：ここを介護支援にするならば、介護支援そのものにしてもらい、予防を含めるとしたら、後ろの健康づくりで、高齢者が元気で過ごせるようにしてもらおう。この施策の方向性はそのまま、1の文面を「子育て支援の充実」に沿った形で、「支援」というところに焦点を当てる。

委員：55ページの内容に合わせて、「介護」になったときに、情報が得られて、仕事を辞めないで働くことができるということか。

会長：そのような調整をお願いします。61ページの高齢者の予防施策は既に市で行っているが、高齢者向け施策をこの計画で全て外すのではなく、1「ひとりひとりに応じた健康づくりの支援」の中に、この文案を入れ込む形でよろしいか。

委員：異議なし

会長：「介護に至る前に元気な状態を延伸できるように努める」は、これでよろしいか。

委員：県の介護計画などに適当な言葉があるように思うので見つけてもらえれば。高齢者に限らない書きぶりがあると思う。

会長：今までの議論を踏まえて、ここは文面を変えて移動するというので、お任せいただいてよろしいか。もし、不安に思った場合には、福祉の専門の方に相談することもあるということで、事務方と私にお任せいただきたい。

委員：異議なし

会長：67ページ「成果指標」の市の男性職員の育児休業取得率について、10年後の目標が25%に戻ってしまったが、これはいかがか。今、龍ヶ崎市が全国トップになっているが、石岡市もできないこ

とはないと思っている。5日以上であり、1年、半年というレベルではない。消防の方は厳しいというご意見があったので、そこを除いて100%にするかと思っていたが、元に戻ってしまっている。龍ヶ崎市でも対象者はこの2年で4人から8人で、10人いない。石岡市でもそこまで多くないと思うが、事務局として対象になりうる男性職員はどのくらいと予測されるか。努力はされているだろうが、そうかといって決めた数字を4分の1に戻すのはどうかと思う。啓発する立場の市が、この数字でよいのかと思う。

委員：5日以上でいいのなら、できない数字ではないと思う。

会長：県には配偶者出産休暇というものがあると思うが。

委員：はい、育児休業等として、休暇も一緒にして100%になっている。育児休業だけでは数字はなかなか上がらないが。

会長：配偶者出産休暇は何日か。

委員：1日からだが、そうした書きぶりであればいいのでは。

会長：1日ではどうかと思う。わずか5日の育休を取るか取らないかでもめているが、所得ベースで考えた時に5日はたいしたことはない。社会保険料は免除になり、手当てがついて、実質の減はわずか4分の1ヶ月の2割。手続きもそれほど面倒ではないかと思うが。

委員：給与等が保障される制度があればいいと思う。

事務局：人数に関しては、24年度の対象が19人、25年度が21人、26年度が16人ですが、この3年間の育児休業取得者は0です。

会長：配偶者が出産のときは特別休暇があり、それに連休を合わせてしまうのがあるのかと思う。休みを取ったとしてもそれで済ませているのでは。これは、こうしていくという市からのメッセージなので、このままではまずい。

事務局：休暇制度についてですが、例えば、出産補助休暇ということで配偶者の出産に関しては、最大3日間休めます。また、育児休業ではありませんが、育児参加休暇ということで、配偶者の産前産後8週間の期間中に5日の範囲内で取得が可能という特別休暇制度もあり、育児休業は取得していないが、特別休暇制度を活用している職員はいます。また、それ以外に育児時間休暇という特別休暇があり、1歳未満の子どもを養育する場合に、1日2時間以内ということで1歳未満の子の為に取ることができ、取得している職員がいます。

会長：これらを取得している男性職員はカウントされているのか。

事務局：されていません。育児休業等に含まれていません。

会長：結局は子どもが生まれたことに関わる休暇であるので、育児休業取得率を育児休業「等」取得率にし、産前産後8週間のうちに5日間特別休暇を取得する石岡市の特別休暇を入れても良い。育児休業も取得した方はダブルでカウントしない。3日間の出産に関する特別休暇は別だと思うが、8週間のうちの5日は含めていいのではないか。5日取得に限りカウントしないと、世の中は変わらないと思う。短時間勤務については除く。育児参加休暇を含めて育児休業等の取得率ということをお認め頂くことでよろしいか。数字は100%でお願いしたい。100%としたところで、10年後は世の中更に変化していると思う。

委員：20年後の市の成人はどれくらいになるか、500人になってしまうかもしれない。そこを考えた
ら、頑張らないと。

会長：ここでは皆さん、100%でいくべきと言われているので、育児休業「等」として100%でいかせ
ていただきたい。これは計画であり、メッセージ。取得者数は9～20人まで、年により変わるかもし
れないが、10年後の数字で5日の休暇も含めるのであれば、この数字は100%でいいのではないか。

事務局：この数値に関してはパブリックコメントで、オープンな数字となっております。育児休業等と
いう表記ではありますが、私どもでも特定事業主行動計画という計画があり、そちらのさらに低い数字
に引っ張られる可能性はございます。事務局のご提案としてお願いしたいのですが、もしよろしけれ
ば、下の部分に※印でその他の育児休業ということで記載させて頂くか、あるいは総務部門との協議
で目標値を100%に変更するという形で行かせて頂ければと思います。

会長：確認だが、これは育児休業等で100%にするか、育児休業のみで100%とするかどちらか。

事務局：下の部分に※印でというご提案に関しては、上の部分は育児休業のみでそのままの記載を残し
つつ、下段に追加でその他の特別休暇取得率という形で欄外記載という形になります。パブリックコ
メントで提示しているということは市議会です承している部分として提示している部分もあると思
います。

会長：パブリックコメントで25%となっているのか。

事務局：そうなります。

会長：前回の委員会で、消防を除き100%にするわけではなかったか。

事務局：消防を除いていいのか総務と議論があるということで、お預かりをさせて頂き、その結果とし
てということです。

会長：それは信義則違反。その数字は認めていない。その低い数字が出てしまっており、「等」とす
るとさらに後退してしまう。提案として2種類のカウント、パブリックコメントで出した低い縛りと、
緩いけれども率としては100%ということだが、両方で行えば、行政としても進歩となるのではない
か。

このままでは10年後の男女共同参画の数字としては出せない。市民に申し訳ない。ここはダブル
で出すという妥協案でよろしいか。

委員：異議なし

会長：計画を作る時は高めに設定し、それに向かって職員が頑張り、結果に及ばなかった場合は個人
の責任としないようにしていくべきだと思う。石岡市で管理職研修をして頂き、実行して頂きたいと
思う。

(3) 第2次石岡市男女共同参画基本計画に基づく前期実施計画(案)について

事務局：「資料4 第2次石岡市男女共同参画基本計画に基づく前期実施計画(案)」に基づき説明

会長：実施計画案については本日全ての確認が必要か。

事務局：基本計画の策定についての諮問なので、実施計画について調整は可能です。

会 長：10 ページの基本施策①「経済分野における男女共同参画の実現」の順番で、農政が上に来すぎているのではないか。「女性の人材育成セミナーの開催」から下3つを上にする形でよろしいか。

委 員：異議なし

会 長：続いて11 ページについて、「管理職登用にに向けた人材の育成」では、当事者だけでなく管理職も育成の仕方を学ばなければいけない。ノウハウが無ければ育成できないため、管理職も学ばなくてはならないと思う。市職員の役上の方は男性が多く、トップが市長、その次の部長・課長となるので、その意識を変えろという事になる。部課長会議等で研修するだけで違うと思う。

委 員：仕組みがどうなっているか分からないが、管理職に力がなくてもできるのか。単に試験を受けて合格するだけというのであれば本人の努力次第だが。

会 長：管理職に女性を上げていく場合、登用に個別の所属長の意向は反映されるのか。

事務局：当市の場合、管理職に上がる際は、試験制度が採用されており、受験に向けて女性に声を掛け、受験を促しているということになります。

会 長：そうであれば、育成すると市が決め、その育成を市の管理職前研修として行えば、受験を促すこともできるので、このままでよろしいと思う。

事務局：どちらかと言うと受験者数の割合は女性が少ないので、そこを改善するということになります。

委 員：本人が希望しないということか。

事務局：本人が希望しないと受験はできません。

会 長：12 ページ 地域づくりへの女性の参加促進について。

委 員：まちづくりを目指すとはあるが、何をを目指すのか。

会 長：目指すというのは何をするのか分からない。何もしなくても、目指しているといえそうなるため、少し縛りを掛けて良いのではないか。

委 員：具体的に書けるものがあれば。

会 長：このままではまずいので、様々なまちづくりについて、男女共同参画の視点で、企画や運営側に女性が参加することを入れてもらうというのが良いのではないか。文面を変えていただければ。

事務局：大丈夫です。

会 長：次の「地域コミュニティや市民公益活動団体等において、女性の参画が拡大するように働きかけます」は、石岡市は社会活動や地域活動は男性優位で女性が少ないので、そこを拡大するように働きかけるということで問題無し。次の事業も問題無し。その次の青少年相談員の育成については、事業概要の本文の「青少年相談員の育成を図ります」の前に、男女共同参画の視点を持つ青少年相談員の育成を図るにした方が良いのではないか。このままでは、他の計画の文章そのままに見える。

13 ページの「人権教育」はとても幅広く、男女共同参画と関係のないテーマでも人権教育は出来る。この事業概要には、人権教育として男女共同参画に関連することを言ってもらわないとまずいと思う。「男女共同参画の視点を入れた人権教育の啓発や講演会の開催」とすれば、それだけがメインテーマではなくとも、視点として入っていればよい。1回はメインテーマとして欲しいと思うが。

14 ページの2 番目、「働き方の見直しの推進」の事業概要で、「従来の働き方の見直しを推進するこ

とで、個々のニーズに応じた雇用形態の実現を目指します」とあるが、雇用形態というパートやアルバイト・正規などをよく使うので、雇用形態という言葉は変えた方がいい。「見直しを推進することで、個々のニーズに応じた働き方の実現を目指します」ではいかがか。

委員：誰が主体なのか、誰に対して行うのか、誰に対して言っているのかが明確ではないと思う。

会長：「見直し、個々のニーズに応じた働き方の実現を支援する」となると、見直しの支援となるので、従来の働き方を、市や民間の事業主の方が見直しをすることを支援するということになる。

委員：一番下にも同じような内容がある。ここでも何を言いたいのが分かりにくい。

委員：上は長時間労働を是正する、年休を取得するなどということで、下のワーク・ライフ・バランスは仕事と家庭を分けているが、かぶっている。

会長：労働局と連携する部分と、市独自の部分があると思うが、事業の中身としては同じものであり、方法が2種類あるということ。

委員：上には担当課に総務課があり、市役所の職員を含んでいるのだろうと思う。

委員：上を、「市役所では」や「石岡市では」とするのは。

会長：総務課も一緒にしてまとめるか、または独立させるのはいかがか。これは市のことだけを意味しているのではないと思うが。

事務局：そうではないです。

会長：文面を修整するという形でよろしいか。

15 ページの若年者等の就業支援・再就職支援情報等の提供が、若年雇用対策のものをそのまま持ってきているので、なぜ男女共同参画に盛り込まれているのかと思われてしまう。もう少し文面を変更するという形でよろしいか。例えば、ワーク・ライフ・バランスの希望に沿うような情報を提供しますというように、男女共同参画かワーク・ライフ・バランスかの視点が入った情報提供や就労支援ということに変更という形でよろしいか。このままでは、あまりにもニュートラルで、この計画の文章になっていない。

委員：15 ページの「ハラスメント防止研修」の対象は市職員か。

委員：担当課が総務課なので「市の職員を対象とする」と明記したほうが良いと思う。

会長：明記いただく。

16 ページでは、「男性のための子育て（家事）講座の開催」を「父子料理教室の開催」より上のほうが良いと思う。一般的なものが先、絞ったものは下になるので、順番を逆にしたい。「パパ・ママスクールへの参加促進」を父子料理教室よりも上にするのはいかがか。

委員：異議なし

会長：17 ページには、様々なものが入っている。両立支援策であるので、その中に「子育て世代への家賃補助」、「賃貸住宅ストック事業」、「こども図書館の充実」は含まれるのか。この3つは良いことだと思うが、ここに含まれるのかは気になる。

委員：少し無理があるという印象。

会長：保育料を減らすというのなら分かるが。

委員：全て子育てだけではないが、施策の中に入っていて入れたというのであれば、あまり違和感が

無いかと思う。小児医療費助成事業が最後にあるが、経済的負担の軽減だとすると、「第3子以降の保育料軽減」の下に入ってくると思う。「延長保育・一時保育」と「病後児保育」はまた違う。

会長：方向性の1,2の順番になっているのか。そうすべきと思うが。

事務局：小児医療については各課に照会したばかりで、出てきた順番で一番下に入れ込んでいます。委員が言われる通り、「第3子」の下があるべきと思います。

会長：順番を入れ変えていただくことにする。19ページについてはいかがか。

委員：ここは基本計画の文章を少し見直して、事業も変わるという話だったと思う。

会長：もう少し、両立支援という視点が必要ではないか。働きながら要介護の方と一緒に住めるという視点がこのままでは弱すぎるので、そういったものも盛り込んでいかないといけないかと思う。可能であれば、事業所の人に対しても、介護しながら仕事ができるように配慮してくださいという啓発がある。子育てやワーク・ライフ・バランスなどの啓発する際に、今は「介護しながら」も多いので、例えば、1時間早上がり、時間をシフト・前倒しなどのフレキシブルな対応を啓発するべきではないか。両立支援という点が弱いと思う。高齢福祉課との協議も必要になってくるが、これを福祉課で行うのか。県では労働政策などは商工課だと思うが、いわゆる啓発事業などのところで介護に関しても行う。介護のみで行うのではなく、介護の人を入れればいいので、大したお金がかからずできると思う。それを行って欲しいと思う。

20ページはこのまま、21ページについて、順番の入れ替え等はあるかもしれないが、変更・修整は無くてもよいと思う。

22ページはいかがか。

委員：22ページの防災ですが、市町村の防災会議に女性委員を多く入れて欲しいということがある。方向性の1に含まれてくるかと思うが、「防災会議」という言葉を入れてもらいたい。

会長：防災会議という言葉はどこに入れるか、消防団活動に入れるのか、防災訓練等に入れるのか。事業名で入れるのかということか。

委員：1番の流れの中に防災会議を入れてほしいと思っており、消防団活動と共に防災会議への女性の参画と盛り込んでもらえればと思う。また、事業名称に防災会議を入れるということ。

会長：一番上の消防団活動の前に防災会議と盛り込み、「防災会議・消防団活動への女性の参加促進」として、事業概要にも「防災会議や消防団活動（出所式や各訓練）への女性の参加を促進し」に変更してもらおう。

事務局：防災会議への参加促進させる事業というものは無いので、11ページにあります審議会等への女性委員の積極的登用を再掲させていただいて、事業概要の中で、防災会議・各種訓練等を括弧書きで追加し、取り組みとしては同様ですが、対象となるものが防災会議・各種訓練等ということでしょうか。

委員：異議なし

会長：23ページについて、ひとり親家庭への経済的支援はここにも含まれるのではないか。ひとり親家庭に限らないが、子どもの貧困対策などもどうか。たくさんあるので、入れても入れなくてもいいが。

外国籍の方への生活支援が便利帳の見直しだけで済むのかどうか。「見直す等支援の充実を図る」とするのはどうか。

委員：児童扶養手当や障がい者の特別扶養手当は市町村のお金は入っているのか。

会長：市の財源で行うものに限定していただく。市が独自に行っている奨学金制度等があれば、ここに入れてもよい。他に無ければ、今日はこれで終了としてよろしいか。

今後については、本日のご意見等を踏まえながら、修整させていただく。その際は然るべき方にご相談させていただくこともあるが、よろしくお願ひしたい。

(4) 市長への答申について

事務局：「資料5 第2次石岡市男女共同参画基本計画の策定について（答申）」に基づき説明

事務局：2月5日（月）午前11時から会長より市長へ答申を予定しております。

4 その他

なし

5 閉会

事務局：審議会は本日が最後となります。委員の皆様には、長期間に渡り慎重な審議をいただきありがとうございました。